

広島大学学術情報リポジトリ  
Hiroshima University Institutional Repository

Title	一四世紀中葉アラゴン南部における村落共同体・領主・国家：プエルトミンガルボ会計記録の生成論的分析②
Author(s)	足立, 孝
Citation	史学研究, 308 : 26 - 55
Issue Date	2021-03-31
DOI	
Self DOI	
URL	<a href="https://ir.lib.hiroshima-u.ac.jp/00055709">https://ir.lib.hiroshima-u.ac.jp/00055709</a>
Right	
Relation	



# 一四世紀中葉アラゴン南部における村落共同体・領主・国家

## プエルトミンガルボ会計記録の生成論的分析②

足 立 孝

### 一 序論

### 二 コンセホ会計記録

### 三 ペチャ(コンセホ税)とコンセホ収入(以下本号)

### 四 戦争とコンセホ支出

### 五 結論

## 三 ペチャ(コンセホ税)とコンセホ収入

ペチャ (pecha, peyta) はもともと、アラゴン王国の故地ピレネー山脈で隷属農民が負担した「貢租」一般を意味する言葉である。けれども、わたしたちがこれまでに見たペチャは、領主であるサラゴース大司教が領民に賦課した「貢租」に直接由来するものではない。そもそも一三世紀以降のペチャは、原理的には王権が自らの所領である都市および国王ウイラに

対して賦課した集団的な「貢租」でありながら、各コンセホが「ソリドゥスとリブラで」(per solidum et libram, por sueldo y por libra) の原則により自ら住人の財産を査定し、その査定額にもとづき担税割り当てを決定した、コンセホと住人との関係ではすぐれて公的な「租税」である<sup>65)</sup>。むしろ、プエルトミンガルボはもとよりサラゴース大司教領だから、事実上の租税と化したといえども、ペチャとは本来無縁であったはずである。

同地が服したのはむしろ、都市・国王ウイラと同じく聖界領一般も免れなかった宿泊地提供義務 (cena de presencia) または王権不在時の宿泊税 (cena de ausencia) である。一二八四年二月二六日には、当時サラゴース大司教領のリナレスが七〇〇ソリドゥス、プエルトミンガルボが隣接するカステルピスバルと共同で九〇〇ソリドゥス、ホルカスが

五〇〇ソリドゥスをそれぞれ要求されている(いずれもハカ貨)<sup>(86)</sup>。また、同年末から当初ウエスカ、一二八五年三月にスエラに場所を移して開催されたウニオン会議では、一連の聖界領の村落が宿泊税の正当性と高額さをめぐって王権に陳情している。リナレス、プエルトミンガルボ、カステルビスパル、ホルカスの代理人は、王権が本年宿泊税名目で、全体で一九〇〇ソリドゥスの納付を要求したので村落そのものを抵当化するほかなかった、このような租税を納付する慣習はないと陳情したものの、王権はそれが自らの権利で代々の慣習であると主張し、これを一蹴している<sup>(87)</sup>。いずれにせよ、宿泊税もまた、村落単位で一定額が集団的に賦課されたので、各コンセホは、都市・国王ウイラにおけるペチャや宿泊税と同様に、住人の財産査定額にもとづき自ら担税割り当てを決定しなくてはならなかったのである。

それゆえ、ペチャと宿泊税は、その名目に関係なく、各コンセホが自ら住人の財産を査定し、それに応じて担税割り当てを決定するという点で共通であり、コンセホと住人との関係でいえば、いずれも公的な租税にほかならない。それを徴収・納付することはコンセホの責務であって、その責務を果たすこと自体が、コンセホそのものの財政の生成を正当化することになる。ここに、テルエルの属域との近接性もあいまって、プエルトミンガルボの村落財政の基礎をなすコンセホ税がペチャと呼称される一方、それを徴収する役人が、文字どおりペチャの徴収人 (*collidor de la pecha, acogedor de la pecha*)

またはペチェロ (*pechero, peyero*) と呼ばれるだけでなく、本来は「宿泊税(セナ)徴収人」を意味するデセネロ (*degenero, adegenero*) とも呼ばれた要因があるように思われる。それは、まさしく問題の会計記録の時期に導入された炉税Ⅱカバジェリアについても同様である。実際、導入早々の一三五八年のコンセホ四番では、カバジェリアそのものが(おそらく宿泊税と同様に王権によって賦課される負担ということで) デセナ (*las decenas del quantar sueldo de pagastes del numero de los vasallos*) と呼ばれたり、一三六二年のコンセホ二番においても、「カバジェリアのデセネロ」(*degeneros de la cavalleria*) と呼ばれたりしているのである<sup>(88)</sup>。

「ソリドゥスとリブラで」(財産を査定し、課税する) という原則は、少なくとも書式レヴエルでは一三世紀中葉から王国各地でみられるが、その現実的かつ具体的な適用・実践の例の一つこそが、事実上一四世紀末から伝来する一連のプエルトミンガルボ住人財産査定・申告記録である。年代が付されていて最も早期のものは、一三八九年のコンセホ一〇番である(全二三葉、二九〇×二二〇ミリの紙製)。それは、住人の(姓ではなく)名前をアルファベット順に配列した住人台帳であり、各住人の財産の内容が事細かく列挙されると同時に、それぞれの財産の直上に具体的な査定額がソリドゥスで表示され、その合計を一〇〇で割った数値が各人の財産のリブラ額となっている(リブラⅡ一〇〇ソリドゥスの計算。小数点以下はしばしば切り捨て)。当該書冊そのものの呼称

(libro de manifestacion) の由来をなす「申告」は、課税に応えられるだけの財産をもたないことを申告＝宣誓することを意味するので、申告を行った住人はむしろ少数派で、基本的にリブラ額が明記されていない。これに対して、通常の住人はあらためて申告する必要はなく、「従前どおり」(como se estava) とある者はおそらく先行する財産査定そのままの数値が記入されているはずである。<sup>94)</sup>

プエルトミンガルボ住人 (vezinos) の登録数は二二三(第一〜二〇葉裏)、これにエレデロ (herederos, hereditarios) の名前と財産査定額、すなわち、リナレスの一ならびにモスケルエラの一七が列挙される(第二〇葉裏〜二二葉)。ここでひとまず、(申告・免除分を除く) 以上の総合計 (suma universal) 八六五四・五リブラが表示される。第二一葉裏〜二二葉裏には、バレンシア王国に帰属しながら同地と村域を接するビジャエルモサ住人のエレデロ四一が別途列挙されていて、そのリブラ額合計は六〇九・五リブラである。<sup>95)</sup> 第二三葉では、プエルトミンガルボ住人と、リナレスおよびモスケルエラのエレデロとのリブラ総額八六五四・五リブラがあらためて掲げられ、リブラあたりの税額を四デナリウスとして、しめて二八八四ソリドウス一〇デナリウスが計算上の税額となっている。<sup>96)</sup> ビジャエルモサのエレデロ納税総額についてはなにも書かれていないが、同じくリブラあたり四デナリウスであれば、さらに二〇三ソリドウス二デナリウスが加算されることになる。

わたしたちが検討する会計記録の時間的枠組みではこの種の記録は伝来しないが、前述のように当の会計記録のなかで「ペチャの書」と呼ばれているものを、いかに整備途上であろうとも、それに類せられるものと考えてよいように思われる。問題はそれがどこまで時間的に遡りうるかであるが、少なくとも今日伝来する会計記録に先行することはほぼ間違いない。一三四七年八月、ときの誓約人ヒメノ・サンポルおよびファン・セグーラは、同地住人とリナレスおよびモスケルエラのエレデロが負担する同年のペチャの徴収・納付業務を、公証人ドミンゴ・エフルベおよびハイメ・ビダルと折半している。すなわち、全体では二〇一七三リブラで、それを折半するというのが、どうやら徴収・納付の分担は当時(住人とエレデロとの区別なく)六つに分かたれていたようであり、そのうち三つ分が兩人に委ねられ、総額三三九七ソリドウスの徴収・納付が求められているのである。<sup>98)</sup> となると、同年のペチャ徴収見込み額は全体で合計六七九四ソリドウスとなり、先と同様に単位課税額はリブラあたりほぼ四デナリウスであったことになる。ペチャ徴税・納付業務を委ねられた兩人は実際に同年一〇月二七日に四〇〇ソリドウス、一二月一日に八二七ソリドウスをそれぞれ誓約人に納付しているものの三三九七ソリドウスには遠くおよばないが、<sup>99)</sup> いずれも公証人登記簿に由来する所見だけに、これ以上追跡することはかなわない。

ここからわたしたちの会計記録まで、しばらくいかなる所

見もみあたらない。一三五六年のコンセホ一番では、収入明細がない、あるいはきわめて簡素なものとなっており、繰越計算前のペチャ総額が掲げられるのみだから、ここではペチャがいかにか徴収・納付されたかは不明である。繰越計算前のペチャ総額は六〇七五ソリドゥス六デナリウスで、ここから差し引かれた納付免除分は三九三・五リブラ分一九六ソリドゥス九デナリウスなのでリブラあたりの単位課税額が六デナリウスとなるから、総リブラ額は理論上一二二五・一リブラということになる。前述の一三四七年のリブラ総額は二〇一七三リブラであったから、およそ半減近くと、その減少は著しい。このかんに査定方法に大きな変更がなかったとすれば、やはりペストの影響によって担税可能リブラが大幅に減少したと考えるのが妥当なところかもしれない。

もつとも、総リブラ額の大幅な減少という意味では、アラゴン南部全体におよぶ蝗害にさいなまれた一三五八年のコンセホ四番の方がはるかに著しい。この年のペチャ徴収・納付業務は、フステイシアや誓約人を輩出・歴任した有力住人からなる八人のペチャ徴収人(ペロ・エスピルス・メノール、ファン・プラナス・フェレール、ドミンゴ・ポマ、ベルナツト・ポマ、ペロ・サンチェス、公証人ファン・サンス、公証人ドミンゴ・エフルベ、靴工ドミンゴ・ビダル)が同地住人を分担して担当し、エレデロのペチャを誓約人の一人ファン・モレータが別途担当するというかたちで行われている。なお、このときファン・モレータが徴収したのはモスケルエ

ラおよびリナレスのエレデロのペチャのみであり、この段階では前述のビジャエルモサのエレデロは含まれていなかったようである<sup>④</sup>。前述のように冒頭第一葉にいずれも異なる手で書きつけられたやや断片的な記述によれば、ペチャ徴収人のうち公証人ファン・サンスが担当するリブラ額は四九〇・五リブラで徴収すべきペチャ額は九七九ソリドゥスであり、ファン・(プラナス・)フェレールが(担当すべきリブラ額は不明で)徴収すべきペチャ額は一四五二ソリドゥスとなっている<sup>⑤</sup>。前者の数値にしたがえば、リブラあたりの税額はほぼ二ソリドゥスと高額であり、ファン・(プラナス・)フェレールが担当すべきリブラ額は約七二六リブラとなる。ともかくこの二ソリドゥスという単位税額がすべてに適用されたとすれば、同年の徴収見込み総額は九五八ソリドゥスなので、総リブラ額はわずかに四七九四リブラということになる。

一三五六年にペチャ徴収見込み額六〇七五ソリドゥス六デナリウスで総リブラ額が一二二五・一リブラであったのが、わずか二年で、徴収見込み額が九五八ソリドゥスと急上昇しながら、総リブラ額は四七九四リブラとさらなる半減をみているのである。一つには蝗害禍、いま一つには二年前にはなかった戦時の国王租税、すなわち同年は家士<sup>⑥</sup>世帯あたり四ソリドゥスを二ヶ月ごとに徴収し、サラゴ<sup>⑦</sup>サでの納付を要求された炉税<sup>⑧</sup>カバジェリア負担が、ペチャ課税可能なりブラ額の縮小をよぎなくさせ、逆に単位税額の大幅な引き上げをしたのであろうか。

三年後の一三六一年にも、こうした単位税額の引き上げは続行したか、あるいはあらためて行われたようである。一三六二年に作成された事実上の繰越計算書であるコンセホ三番では、一三六一年のラル貨総収入一三五二〇ソリドゥス六デナリウスはあるものの、ペチャ徴収見込み総額は明記されていない。だが、前述のようにペチャ納付不能申告分 (segment) が二三八・五リブラで四七七ソリドゥス、ペチャ納付免除分 (free) が一七二・五リブラで三四五ソリドゥスと、いずれも単位税額が二ソリドゥスとなっている。両者を合計すると、四一一リブラ分で八二二ソリドゥスにものぼる。これをそれまでのデータと比較してみよう。一三五六年の一番に付された繰越計算書では、納付免除分のみで三九三・五リブラ、単位税額が六デナリウスなので一九六ソリドゥス九デナリウスである。これに対して、一三五八年の四番では、繰越計算書がないので詳しいところは不明ながら、徴収見込み額が九五八ソリドゥス、実際の徴収額が合計九一四一ソリドゥス八デナリウスなので差し引き四四六ソリドゥス四デナリウス、単位税額が二ソリドゥスとなれば、計算上は約二二三リブラが納付免除分または／および納付不能申告分ということになる。単位税額が同一である一三五八年のデータでは、総リブラ額四七九四リブラのうち二二三リブラが課税されていないが、これと同じ比率で計算すると一三六一年は総リブラ額が八八三・五リブラ超となり（それでも一三五六年の水準の約七〇％）、二ソリドゥスの単位税額計算で年間の

ラル貨総収入をはるかに上回ってしまう。となると、やはり課税可能なリブラ額の縮小が単位税額の大幅な引き上げを招いているのは間違いない。

ただ、一三六一年の総リブラ額は、少なくとも一三五八年の水準から多少の増加をみていた可能性がある。翌一三六二年のコンセホ二番の収入は事実上、前年の誓約人フアン・サンスおよびフアン・デ・バリエからの前年度繰越金の分割返納と、ただ一人のペチャ徴収人ベルナット・ポマによるペチャの徴収・納付分で構成されている。三番の繰越計算書によれば、コンセホにラル貨二〇九〇ソリドゥス一〇デナリウス、ハカ貨一三二ソリドゥス六デナリウスが返納されることになっていた。だが、例年になく高額な繰越金が発生したせいか、前述のように二人の誓約人は一三六二年の会計年度をつうじて、それを分割しながら返納している（それでも二番では合計でラル貨一六九七ソリドゥス二デナリウス、ハカ貨一〇三二ソリドゥス六デナリウスと、全額返納にはおよんでいない）。こうした事態が、兩人による管理不行届きに帰せられるのももちろんである。だが、総リブラ額が多少なりとも増加に転じていながら、一三五八年と同じく単位税額を二ソリドゥスに設定したことで、結果としてややペチャ徴収過多（すなわち収入過多）になったと考えたらどうであろうか。むしろ、それもまた誓約人の不手際といえようが、兩人が繰越金の返納に汲々とした要因の一端がじつはそこにあるかもしれない。

となると、一三六二年のペチャ計算はどうなるであろうか。

ペチャ徴収人 (peyeno) は、一三五八年に八人の徴収人の一人であった、ベルナット・ポマをただ一人数えるのみとなっている。同人は、ペチャ徴収人の肩書を帯びて七件で合計三七四五ソルドゥス、肩書を帯びずに九件で合計はラル貨六九〇ソルドゥス一デナリウス、ハカ貨六ソルドゥス六デナリウスをコンセホに納入している。双方を併せたところでラル貨の合計は四四三三ソルドゥス一デナリウスである。二番の収入の部はいちおう一三六二年の会計年度末となる翌年四月まで達していて、四番の第二の収入の部と同じく、近々納税を控える炉税<sup>II</sup>カバジェリア額を最末尾に明記しているの<sup>で</sup>、同年の収入を網羅しているか<sup>に</sup>みえる。だが、収入合計は付されておらず、全数値を単純に合計してもラル貨六九六三ソルドゥス四デナリウス、ハカ貨一〇三九ソルドゥスである。これに対して、年間の総支出は、(第一四葉裏にある総合計額一九〇五ソルドゥス五・五デナリウスは信じがたいので頁合計を合計すると)ラル貨一〇一七六ソルドゥス、ハカ貨五〇ソルドゥスにのほり、形式的にせよ、基本的に黒字で推移してきたそれまでの会計記録からすると、収入の部になにかしらの欠落があると考えたところである。

ただ、ベルナット・ポマが少なくともペチャ徴収人の肩書で納入した三七四五ソルドゥスは、ただ一人の徴収人という意味ではもちろん、年間のペチャ収入合計という意味でも決して少ないとはいえない。たしかに単位税額が二ソリ

ドゥスのままであるとすれば、わずかに一八七二・五リブラ分となるから、一人でも徴収・納付業務を行っていたのではないかと考えたくなるのも無理はない。だが、徴収・納付業務そのものの煩雑さが複数の徴収人による分担をしいたというのなら、一三五八年に従来よりもはるかに縮小した課税可能リブラ額を、八人もの徴収人を動員して分担させたことの説明がつかない。わたしたちは四番の史料としての厚みからそれを規定値とみなしてしまいが、事態はおそらく逆である。

すなわち、単位税額を大幅に引き上げて担税可能な財産をしほれば、従来に比べて四〜六倍の高額なペチャの納付を一定数の比較的富裕な住人にしいることになるのであり、それを納得させるためには、フステイシアや誓約人を輩出・歴任した有力住人が一人ではなく、八人は必要であったということである。となれば、一三六二年の場合、一三四七年や一三八九年と同様に四デナリウス計算で一・二三五リブラ、さすがにそうでなくとも一三五六年と同じく六デナリウス計算で七四九〇リブラあたりを想定してもよいかもしれない。その意味で、まさしく一三五八年を一つのピークとする異例の事態を早くも脱しつつあったと考えてよいように思われるのである。

## 四 戦争とコンセホ支出

### (1) 議会常設代表部と炉税<sup>①</sup>カバジエリア

一三世紀末〜一四世紀初頭にムルシア王国領有をめぐる軍事衝突のピークをみたカステイリヤ王国との敵対関係は、一四世紀後半早々に新たなフェーズに突入する。アラゴン連合王国の艦船が一三五六年、西地中海覇権をめぐって敵対するジェノヴァの艦船を沈めたことをきっかけに、同都市国家と緊密な同盟関係にあったカステイリヤ国王ペドロ一世がイベリア半島本土、なかでも境を接するアラゴン王国に本格的な軍事侵攻を開始したのである。こうして、俗にいう「二人のペドロ戦争」(一三五六〜六九年)の戦端が開かれたのであった。国王ペドロ四世は、カステイリヤ王国の軍事的優位を目的に、各王国の議会を招集し、軍事的支援を仰ぐほかなかった。ただでさえ地中海各地で戦線を抱える国王は戦費調達を目的に議会依存をますます強めるほかに、それが議会閉会中の援助金・補助税の徴収・管理業務を独自に遂行する議会代表部の常設化を促したとはよくいわれることである。

その発端をなしたのは、一三五七年七月末から八月前半にかけてカリニエーナに招集された議会である。ここでは、あくまでも対カステイリヤ戦争の遂行とアラゴン王国の防衛を目的として、二年間、毎年七〇〇人の騎兵 (*hombres de acavallo*) の供出が最終的に合意にいたっている。そのうち

三分の三五〇人は重騎兵 (*de cavallo armado*) で一日あたり七ソリドゥス、残る半分は軽騎兵 (*de cavallo desarmado*) で一日あたり五ソリドゥスの俸給でそれぞれ賄われなくてはならないとされている。教会部会 (*brazo eclesiastico*) は以上のうち二〇〇人を分担し、サラゴース大司教、ウエスカ司教、タラソーナ司教、(聖ヨハネ騎士団) アンポスタ管区長代理ほかの代表者の名で、教会領のすべての家士と財産を所有する司祭 (*todos los vasallos e clrigos avientes patrimonio*) に負担が配分されるものと命じられている。全高位聖職者はそのために、その総数を把握し、それに応じて配分されなくてはならないというのである (*sean avidos todos por numero e contados todos por cabeças, que sia feyto de todos en numero*)<sup>②</sup>。

ついで一三六〇年のサラゴース議会は、カステイリヤ軍によって陥落した両王国の境界に位置する都市タラソーナの奪回と王国の防衛をうたい招集された(同年一月三日〜二月一九日)。王権はここで、教会、貴族、都市共同体の三部会に対して一ヶ月で騎兵一三二〇人、うち三分の二の八八〇が重騎兵 (*armados*)、残る三分の一の四四〇を軽騎兵 (*afonados*) の供出、騎士部会には自弁で八〇人の参戦、さらに都市共同体には一ヶ月で歩兵一〇〇〇人の供出と一三二〇人の三分の一の負担を願ひ出たが、最終的に、一三二〇人のうち半分を重騎兵、残る半分を軽騎兵とし、都市共同体は教会領の共同体とともに四〇〇〇の歩兵を供出するという内容で合意に達している<sup>③</sup>。

一三六一年五月一三・一四日にデーサおよびテレール（カステイリーヤ王国のソリアとアラゴン王国のカラタユーとの境界地帯）で和約が結ばれるも、翌一三六二年六月初頭にカステイリーヤ国王によって一方的に破棄され、宣戦布告もないうまに侵攻したカステイリーヤ軍による包囲を前に、同年八月末にカラタユーが降伏の憂き目にあっている。こうした事態をうけて、議会代表部が一〇月二日にサラゴースの誓約人に宛てて発給した命令状は、わたしたちの問題関心からすれば、部会こそ異なれども、炉税の負担配分が実際にどのように行われるかを具体的に指示している点でたいへん興味深い。曰く、アラゴン議会代表部は国王の奉仕と王国の防衛のために、一〇・一二月のために騎兵七〇〇を、重騎兵三五〇、軽騎兵三五〇、それぞれ一人あたり七ソリドゥスと五ソリドゥスの俸給で供出する。その支払いのために、サラゴースに家屋をもつあらゆる人びとの、家屋数の新たな申告書が作成されなくてはならない（para pagar aquell se haya de fer nueva manifestacion del numero de casas, asi de clerigos como de legos de qualquier condicion sian, e moros, et jodios que en aquell lugar sus domicilios tenran）。負担を免れないのは、動産・不動産併せて五〇ソリドゥスを超える世帯であり（por su casa valient en noble e sedient de L sueldos a suso）、世帯あたり三ソリドゥス（a razon de tres sueldos por cada una casa）を負担しなくてはならない<sup>(46)</sup>のである。

一三六二年末から一三六三年三月にかけて招集されたモン

ソン共通議会では、王権が連合王国全土に向けて、実質的には従来と変わらないものの、二年のあいだ、毎年バルセロナ貨で総額二五〇〇〇リブラと、あからさまに貨幣で「援助金にして補助税」(ajute vel subsidii)を要求している。それは、炉床あたりで (respectu ad foggium) 負担されるべきものであり、それぞれアラゴン六〇〇〇リブラ、バレンシア王国五三〇〇リブラ、カタルーニャ二二〇〇リブラ、マリョルカ王国一五〇〇リブラと配分された(二月三日)。アラゴン王国における負担配分はいずれも一年あたり、教会一七〇〇リブラ、貴族一二〇〇リブラ、騎士・インファンソン三〇〇リブラ、都市・国王ウイラはアルカニス（カトラーパー騎士団領）とモンタルバン（サンティアゴ騎士団領）を加えて二八〇〇リブラとなっている(二月一三日)。

こうして三月五日、きたる四月から同年の諸聖人の祝日までに連合王国全土で二五〇〇リブラ、さらに翌年の諸聖人の祝日までに同額の負担をめぐり、アラゴン王国の都市共同体部会と、教会、貴族、騎士の三部会とがそれぞれ次のように具体的な合意に達している。まず、都市共同体部会にかかわる規定 (Donum universitatum, civitatum et villarum regalium Aragonum) では、割当分の二八〇〇リブラの徴収は、(王権ならぬ)部会そのものが任命した管理人 (administradores)、徴収人 (colidores)、受取人 (recibidores)、配分人 (distribuydores) によって遂行され、ユダヤ人やムデハルもその負担から免れず、租税収入の用途はあくまでも王国の防衛のための戦争に

限定される。それは、騎兵 (los hombres a caballo) の数を確保するために用いられ、それぞれ一日あたりバルセローナ貨で重騎兵七ソリドゥス・軽騎兵五ソリドゥスの俸給にあてられる。部会の代表委員 (por las dias universidades de Aragon e los sindicos suyos pueden ser diputadas ciertas personas) は、六月ごとにモンソンまたは相互に合意した場所<sup>①</sup>で当該援助金ならびにヘネラリダデス (generalidades (王国輸出入関税)) の会計報告書を徴収人・受取人から受領・検認するというのである<sup>②</sup>。

他方、教会、貴族、騎士の三部会の割当分にかかわる規定 (Prelatorum et richorum hominum ac militum Aragonum) は、共同体部会の負担との兼ね合いもあってより具体的なものとなっている。まず、きたる四月から最初の四ヶ月間は共同体部会が援助金と王国防衛を遂行するが、国王召集軍 (las companyas) が戦争を遂行する三ヶ月間は毎月騎兵七〇〇を王国の境界防衛に供出、残る一ヶ月にも戦闘が続行すれば騎兵一五〇〇またはその分の俸給 (de mil e cincientos homens a caballo o cumplimiento de sueldo de aquellos contados e pagados) を供出する。それゆえ、それら三部会が実際に担当するのは、翌年の諸聖人の祝日までで以上の四ヶ月に続く一年四ヶ月であるが、徴収そのものは四月から事前に各部会の代表委員 (diputados) が独自に徴収・受領することができる。代表委員は当該議会で任命された各部会二人、合計六人である。三ヶ月で毎月騎兵七〇〇、さらに騎兵一五〇〇または一ヶ月分の

納税、その中身は一日あたり重騎兵七ソリドゥス・軽騎兵五ソリドゥスの俸給というかたちは同様であるが、ここでは王権が本来要求したバルセローナ貨ではなく、王国固有のハカ貨にあらためられていて、王権はこれを、カタルーニヤ人やバレンシア人よりも多く受けとるようになるからという理由で了承している (Pero plazae al senyor rey que recibian aquell sueldo a devantage que los catalanes e valencianos recibran)。それら三部会についてはいずれも、代表委員 (por los bracos del dito regno sian diputadas ciertas personas) がサラゴースで、各部会の財務人 (tesoreros) または受取人や管理人の会計報告書を受領・検認する。財務人は各部会につき一名、徴収人は財務人または代表委員 (diputado) につき一名で、それらが二ヶ月ごとにサラゴースで会計を行うことになっている (a los dito tesoreros sean cada unos de los ditos bracos e cada un collidor por aquell o por qualquiere singular de aquell diputado sera dar conto en la dita ciudad de dos en dos meses) <sup>③</sup>。

## (2) 炉税<sup>④</sup>カバジェリアとその関連支出

以上のように、家士の数 (numero de los vasallos) <sup>⑤</sup> 炉税 (respectu ad fogagium) に応じて課税される援助金・補助税すなわち炉税 (fogaje) が、本来は「騎士封」(一二世紀末には「騎士封」で賦課される租税そのもの) を意味する (それゆえ教会領とは無縁な) カバジェリア (cavalleria, cavallaje) と呼ばれるのは、もともと形式的には戦争に動員される騎兵

(hombres de acavallo)の供出(実質的には騎兵の俸給の調達)に由来するものだったからである。サラゴースでは、一三六二年一〇月二二日に議会代表部の共同体部会がその誓約人に宛てた前述の命令状をうけて、同都市の三小教区(サン・ファン・デル・プエンテ、サンタ・クルス、サン・アンドレス)ならびにアルデア(バストリス)の代表者が同年末にそれぞれ申告した担税者リストが、公証人ヒル・デ・ボラウの登記簿を介して例外的に伝来している。だが、この種の史料はこの段階ではあくまでも例外であり、(王国規模の網羅的な担税者台帳(すなわち事実上のセンサス)となると、歴史上有名な国王フェルナンド二世統治下の二四九五年のそれを待たなくてはならない。それゆえ、今日知られるのはせいぜい、納付にあたってそのつど発給された領収証ないし納税証明書(サラゴース大司教領のフエンテスパルダに多少なりとも伝来する)か、まさしくわたしたちが目下検討中の会計記録におけるやや断片的な記述を数えるばかりである。

さて、前述のようにカバジェリアは、件の会計記録のうち一三五八年のコンセホ四番から計上されているが、純然たるコンセホ収入であるベチャとは違い、サラゴースでの納付に先立つ徴収分(あるいは調達分)こそ一時的に収入として計上されるものの、基本的に既納分は収入には組み込まれず、納付時の諸経費とともに、もっぱら支出というかたちで登録されている。④支出の部ではまず、誓約人が五月早々に、二ヶ月ごとに世帯あたり四ソリドゥスで、領主たるサラゴース大

司教に納付することができる額を、ワインを酌み交わしながら検討している。かくして五月七日、サラゴースに赴いたサンチョ・マルティネス・ドブリータに五・六月分として一一〇四ソリドゥスが委ねられた。ただ、それはどうやらバルセローナ貨(クロアット[coal])であつたようであり、ハカ貨への両替手数料として九ソリドゥスが別途かかつている(リブラあたり二デナリウスの両替手数料)。その後、遅くとも聖ヨハネの祝日までに、ハイメ・ベルトラン・デ・パサネットに、ハカ貨の両替手数料を含む追加分の三三四ソリドゥスを委ねたうえに、前述のサンチョ・マルティネス・ドブリータがサラゴースのカバジェリア徴収人から受領した納税証明書の発行経費と印章代としてそれぞれ六ソリドゥスと二ソリドゥスとをもたせてサラゴースに向かわせている。当のサンチョ・マルティネス・ドブリータはといえば、サラゴース渡航中の所要経費の計算書を提出し、六四ソリドゥス二デナリウスをコンセホから受けとっている。以上、単純合計で一五一九ソリドゥス二デナリウスである。

七・八月分については、聖母被昇天の祝日ののちに、アルナウ・イセルトが一五六二ソリドゥス七・五デナリウスを委ねられてサラゴースに赴いている。このときも実際にかねがサラゴースに持参したのはバルセローナ貨一二〇〇ソリドゥスであり、これを小額のデナリウス貨(bole dinero)に両替するにあたって一〇ソリドゥスの手数料が発生している。それゆえ、単純合計は一五七二ソリドゥス七・五デナリウスで

ある。ついで九・一〇月分では、九月二十八日を前にして、公証人ファン・エフルベが一四二ソリドゥスをサラゴースに持参し、二七・五ソリドゥスを費やして納税証明書を発行してもらっている<sup>(10)</sup>ので、支出合計は一二六九・五ソリドゥスとなる。おそらくその直後に帰還したのであろう、七・八月分を納付したアルナウ・イセルトからサラゴース渡航経費の計算書が提出され、一日あたりハカ貨で五ソリドゥス、しめて七〇ソリドゥス、ハカ貨ソリドゥス<sup>(11)</sup>一三・五デナリウスで換算してラル貨七八ソリドゥス九デナリウスが同人に支払われるとともに、納税証明書の発行経費六ソリドゥス九デナリウスと、職務遂行をワインでねぎらった経費七・五デナリウスが併せて費やされている(合計八六ソリドゥス一・五デナリウス)。

その後(少なくとも九月二八日以降)、(公証人)フランシスコ・ポンスがサラゴース大司教の命でカバジェリア納付を要求するべく同地を来訪し、おおよそ三日にわたって滞在、コンセホはその饗応に合計五九ソリドゥス一・デナリウスを費やしている。これをうけて一・一二月分の納付では、まず一二月三〇日にドミンゴ・フストがサラゴースに渡航し、渡航経費としてハカ貨二〇ソリドゥス、ハカ貨ソリドゥス<sup>(12)</sup>一四デナリウス換算でラル貨二三ソリドゥス四デナリウスを受領している。このときは家士数の申告にただけであったか、納付額は計上されていない<sup>(13)</sup>。実際のカバジェリア納付は遅れること一二月二四日、領主貢租管理人(aministrador

de las rentas del senyor arcebispe)を任せられた前述のハイメ・ベルトラン・デ・バサネットにハカ貨一〇〇四ソリドゥスが委ねられている。そのうち一〇四ソリドゥス分をラル貨から(ハカ貨ソリドゥス<sup>(14)</sup>一四デナリウスで)両替した際に発生する差額分にひとしい一七ソリドゥス四デナリウスが併せて拠出されているので、このときは渡航前にハカ貨が準備されたということであろう。

翌年の一二月分については、残念ながら実際の納付額が不明である。両月のカバジェリアの納付を要求すべく同地を来訪したとおぼしいバルトロメ・デ・マドローナに二四ソリドゥスが支払われているが、そこから徴収がスムーズに運んだようには思われない。というのも、二月一七日、公証人サンチョ・サンギリエムとロドリゴ・サンボルが両月の納付分を借り入れるためにかかったという経費六ソリドゥスが計上されるばかりだからである。いづれにせよ、④支出の部は事実上ここまでで記録が途絶えており、ここからは二つの収入の部②③に目を転じなくてはならない。まず、②末尾では、四月八日以降にアルナウ・イセルトが、サラゴースで納付された五月およびその他の月々の納付超過分としてラル貨二三五ソリドゥス一・五デナリウスをコンセホに返納している<sup>(15)</sup>。この項目は文言こそ違えども、③にも登録されている。同人が納付したのは七・八月分で納付額は一五六二ソリドゥス七・五デナリウスとやや高額となっているから、ここからの返金と考えると、文言のうえでは五月

ほかの月々となつてゐる。ここではいずれもラル貨 (ral) であることがあえて明記されているので、納付超過分の発生はハカ貨への両替に由来するものと考えてよさそうである。

③ではその後に、世帯ごとに徴収したカバジェリアがハカ貨九二〇ソリドゥス、ラル貨換算で一〇七三ソリドゥス四デナリウスと登録されており、その配列からみて三・四月分、ただしあくまでも納付に先立つ徴収分であつて、それまでに納付している税額からみて依然として徴収 (または調達) 途上にあつた可能性も否めない<sup>10)</sup>。

以上のように、一・二月分の納税額が不明、三・四月分はあくまでも徴収分ということで納税額の正確な総合計を算出することはできないものの、わかるところでは、最低で一・二月の (ラル貨換算で) 一一七一ソリドゥスから最高で七・八月の一五六二ソリドゥス七・五デナリウスまで、平均すると約一三三三ソリドゥスと、このあたりの税額を二ヶ月ごとにしいられたと考えてよいであろう。そのつど納付額が違ふのだから単位税額が年間つうじて均一であつたとは考えにくい、もし二ヶ月で世帯あたり四ソリドゥスという単位税額に極端な変化がなかったとすれば、計算上の担税世帯はおおよそ三三八ということになるか (家族係数を四・五とすると、担税にかかわる人口は一三五二—一六九〇人)。いずれにせよ、ここから年間で村落全体が八〇〇〇ソリドゥスを超える負担 (約八一—八ソリドゥス) をしいられたことになるが、納付にはそのつど、コンセホが徴収・調達にかか

わる経費、サラゴサ渡航経費、両替手数料、納税証明書発行料を負担しなくてはならず、さらには納付を促す領主役人來訪時の接待・饗応を含めると、全体で九〇〇〇ソリドゥス前後の抛出は免れなかつたのである。

前述のようにカバジェリアは、徴収途上の未納付分のみがコンセホ収入として計上されるばかりなので、一三六二年の六月初頭に作成された一三六一年度分の繰越計算書であるコンセホ三番にはカバジェリアにかかわるいかなる記述もない。つづく一三六二年の会計記録であるコンセホ二番では、

②収入の部の第一八葉裏末尾に、炉税配分にそくして家士あたり四ソリドゥスでカバジェリアのデセネロ (徴収人) から受領したというラル貨五九四ソリドゥスが計上されているが、その配置からみて会計年度末の四月後半で、やはり徴収途上の未納付分とおぼしい<sup>11)</sup>。となると、ここでも注目すべきは、二番の①支出の部ということになる。ただ、この年の配分はやや変則的でかならずしも二ヶ月ごとに連続しておらず、領主とのあいだでなにかしらことを構えたのであろうか、サラゴサから前述のフランシスコ・ポンスが何度か現地を來訪して納税を要求している。

まず、最初の納付におよんだのは六月末日以降ながら、五・六月分ではなく、六・七月分である。それに先立つて、同じくサラゴサ大司教領のリナレスのコンセホに書簡を送付し、詳しい内容は不明ながら領主に納付するカバジェリアへの対応をめぐつて協議している<sup>12)</sup>。実際、ベレンゲール・トゥ

ルトーザがカバジェリアを納付するべくサラゴーサに向かう途上でリナレスに滞在しており、そこでコンセホからなんらかの指令書を受けとっている。公証人フランシスコ・ポンスが六・七月分の納付を要求するべく現地を来訪したのもちょうどそのころであり、リナレスと協議して納付におよんでいなかったことに対する措置であろうか。正確な期日は不明ながら、これをうけてベレンゲール・トゥルトーザはサラゴーサに渡航し、六・七月分としてハカ貨七二〇ソリドゥス、ラル貨換算で八四〇ソリドゥスを納付し、一〇日間の業務遂行経費にハカ貨五〇ソリドゥスを受けとっている。

八・九月分にはなにも登録されておらず、次にくるのが、諸聖人の祝日ののちの一〇・一一分分の納付となっている。すなわち、ペロ・エスピルスが、挿入された文言によれば一〇・一一分分として、先と同じくハカ貨七二〇ソリドゥス、ラル貨換算で八四〇ソリドゥスを納付し、納税証明書の発行にハカ貨五ソリドゥス（ラル貨五ソリドゥス一〇デナリウス）、同人のサラゴーサ渡航経費としてやはり一〇日分でハカ貨五〇ソリドゥス（ラル貨五八ソリドゥス四デナリウス）が費やされている。だが、納付直後にもかかわらずまたもやフランシスコ・ポンスが同地を来訪し、フステイシアとよき人びとは（両替手数料こみで）バルセローナ貨一三三ソリドゥス八デナリウスを支払ったうえに、一晚の接待・饗応で合計一六ソリドゥス一デナリウスを費やすはめになっている。このあたり、領主役人と同地のコンセホとのあいだでなんら

かの理解の相違があったか、次なる納付を担ったアントン・グアルクは（後続する一二・一一分分ではなく）一二・一一分分のカバジェリアでサラゴーサに滞在している。かくして、同人は、カバジェリアおよび「残り分」(las reses)の支払いとしてハカ貨七〇〇ソリドゥス（ラル貨換算で八一四ソリドゥス）を納付、さらに納付証明書の発行にハカ貨五ソリドゥス（ラル貨五ソリドゥス一〇デナリウス）を費やしている。

ここから二月にかけて、コンセホと例のフランシスコ・ポンスとのあいだで担税する家士数をめぐって書面でのやりとりが行われる一方、コンセホの側ではベレンゲール・トゥルトーザ宅に集まって、家士数ならぬマノ (mano 後述)の分担書 (las cedula de la cavaleria del compartimiento de las manos) が内内に作成されている。そのうえで、二月末を前にして、(フランシスコ・ポンスならぬ)アルフォンソ・バルバストロにサラゴーサに持参すると約束したというカバジェリア、ラル貨四〇〇ソリドゥスと、納税証明書発行料(五ソリドゥスならぬ)三ソリドゥスならびに両替手数料三・五ソリドゥスが、コンセホの命によって同地の司教代理ペロ・ナバーロに預けられている。だが、三月に入ると、六・七月ばかりか、支出のなかった八月の不足分という名目で、またもやフランシスコ・ポンスにハカ貨一二四ソリドゥスと、同地来訪の経費としてラル貨三〇ソリドゥスが支払われている。以上に続くのが、②収入の部末尾に付された、納付前の家士あたり四ソリドゥスでラル貨五九四ソリドゥスということになるであろう

(おそらく三・四月分)<sup>⑩</sup>。

六・七月分の納付からはじまっているのはよいとしても、とんで一〇・十一月分、ついでなぜか一一・十二月分、一・二月分、納付がなかったはずの八月分を含む六・八月の不足分、三・四月分と、一三六二年のカバジェリア徴収・納付は、納付周期でも申告世帯数でも、領主役人とコンセホとのあいだでなんらかの問題を抱えていた可能性がある。ただ、いずれもハカ貨で六・七月分が七二〇ソリドゥス、一〇・十一月分も同じく七二〇ソリドゥス、一一・十二月分がやや減るとはいえ七〇〇ソリドゥスと、一三五八年に比べれば税額そのものがかなり低額になっているうえに、額面がかなり固定化されている印象を受ける(それは、納税証明書発行料や業務遂行経費を含め、カバジェリア納付にかかわるあらゆる支出についても同様である)。三・四月分にある家士あたり四ソリドゥスが通年適用されるとすると、担税世帯数は一七五〜一八〇と一三五八年から半数近く減少していることになる。この点でメドラーノ・アダンは、二ヶ月に一度の徴収・納付を前提として、あくまでも家士あたり四ソリドゥスの記述のある三・四月分のラル貨五九四ソリドゥスから単純に家士数を一四八と計算している。ただ、これはあくまでも②収入の部作成時点での徴収分であって、納付すべき税額にはなお到達していない可能性が高い。むしろ、ここでは、単位税額がハカ貨かラル貨かという問題も見過ごせない。もつとも、わたしたちが注目すべきは、一月ごろに誓約人がベレンゲール・トゥル

トーザ宅に集って、マノにそくした分担 (compartimiento de las manas) を模索していることである。

マノとは、コンセホが自ら財産査定額の水準にそくして住人を階層的に分類した、個々の層のことである。たとえば、タラゴナ近郊のレウスでは一三五九年に、誓約人の一人が近隣村落に派遣され、炬税(カタルーニャではターリヤ [Talia]) の分担方法を調査するなかで、それら住人が各マノに相当する三つの階層区分に分かれたれていることをふまえて、自らは四つの区分を導入している。また、同じくタラゴナ近郊のバイスでは、一三六九年の村落条例で、大マノ (ma major、五〇〇ソリドゥス超)、中マノ (ma mitjana、一五〇〇〜五〇〇ソリドゥス)、小マノ (ma menor、一五〇ソリドゥス未満) と、三つのマノに階層化されるものと規定されている<sup>⑪</sup>。カタルーニャでこうした方法が、少なくとも都市・村落条例の規定レヴェルで一般化するのは一四世紀末からである<sup>⑫</sup>が、ここから、各マノ(に属する全世帯)にそれぞれ異なる税額を割り当てたり、各マノから三名を選出し、マノを九ないしそれ以上に細分化して、やはりそれぞれ異なる税額を割り当てたり、あるいはマノに関係なく、全世帯に共通の税額を配分したりするといった分担方法が、時機に応じて選択されたのである<sup>⑬</sup>。

この点で、年代こそ付されていないものの、一四世紀のものであることはほぼ間違いない、コンセホ八番の記述がきわめて興味深い。八番は、カタログ上はブルートミンガルボの

租税記録の断片とみなされているが、これまでに検討してきた会計記録と同様に、収入の部の末尾部分の断片とおぼしい。というのも、これまでと同様であれば、納付前の三・四月分のカバジェリアの徴税収入、ついで年度収入の総合計としてラル貨八四二六ソリドゥス四デナリウス、ハカ貨一三二二ソリドゥス六デナリウスが連ねられているからである。前者のカバジェリア徴収分は、二つの項目からなっている。まず、状態が悪く部分的に読めるばかりの第一項は、「マノにより」(por manos) 分担された分とおぼしく金額は不明、第二項では、リブラあたりハカ貨二・五デナリウス、ハカ貨ソリドゥス一四デナリウスで換算してラル貨二ソリドゥス一デナリウスで、「上記のすべてのマノの納税免除分」(tas falhas de todas las dichas manos) を差し引いた分が(おそらく)ラル貨九五〇ソリドゥス六デナリウスとなっている。それゆえ、本来は家士<sup>II</sup>世帯数にそくして配分される炉税<sup>II</sup>カバジェリアが、コンセホの側ではどうやら二つの方法で処理されたようである。すなわち、一方はマノ単位でそれぞれ指定された一定額を分担した分、他方はペチャと同様にリブラあたりで比例的に割り当てられた分担分がそれである。そもそも、ペチャと同じくリブラあたりハカ貨二・五デナリウス<sup>II</sup>ラル貨二ソリドゥス一デナリウスの比例的な担税方法がとられたとすれば、たとえ納税免除分を差し引いたにしても、ペチャを収入の基盤とする年度収入の総合計の大半を占めるような金額が出てきてもおかしくない。そうならないのは、「上

記のすべてのマノの納税免除分」が、すべてのマノのうちの納税免除分ではなく、財産比例型の担税方法に服さない、その意味で納税免除されたすべてのマノの徴収分を意味するからではないか。となれば、詳細はまったく不明ながら、財産査定額が一定以上の上層のマノに属する世帯は、マノごとに設定された一定額を負担し、それに満たないマノに属する世帯はリブラあたりの比例的な担税方法に服したと考えるのが妥当なところであろう。このように、世帯あたり一律であれば負担が過重になる「もたざる」住人にも、逆に、リブラあたり一律であれば負担が過重になる「もつ」住人にも受け入れやすい、複合的な分担方法が模索されたのである。

前述のモンソン共通議會(一三六二〜六三年)以降、ほとんど間隔をおかず毎年のように議會が招集され、そのつど対カステイリーヤ戦争の遂行と王国の防衛を名目とする炉税<sup>II</sup>カバジェリア賦課の要求とその協賛が行われている。すなわち、一三六四年サラゴサ議會(一三六四年八月一八日〜一三六五年八月一日)では、一四ヶ月間、騎兵一〇〇〇の供出(重騎兵七ソリドゥス・輕騎兵五ソリドゥスの俸給)が要求され、その分担は教会部会二一〇、貴族部会二六〇、騎士部会六〇、共同体部会四五〇、残る二〇がヘネラリダデス収入で補填されることになった。そのうち八〇〇〇ソリドゥスについては、教会二二五三〇ソリドゥス、貴族一六二六〇ソリドゥス、騎士四〇〇〇ソリドゥス、共同体三七二五〇ソリドゥスというかたちで分担し、それぞれ教会

八〇〇〇、貴族一〇〇〇〇、騎士四二〇〇、共同体二二〇〇〇と、担税家屋数 (numero de casas) を具体的に列挙して配分されている。ついで一三六五年末から翌年二月にかけて開催されたサラゴース議會 (一三六五年一月二十五日〜一三六六年二月六日) では、きたる二・三月で八〇〇の騎兵の供出が要求されており、一日あたり六ソリドゥスの俸給で、前年一二月・同年一月分と二・三月分に分割して、教会・貴族・騎士部会で四七〇、共同体部会は三〇〇をそれぞれ担当し、残る三〇には二・三月分のヘネラリダデスがあてられることになっている<sup>(註)</sup>。その直後に招集されたカラタユー議會 (一三六六年三月一日〜四月一六日) では、直前のサラゴース議會で要求された騎兵八〇〇をめぐってあらためて協議されており、最終的に騎兵六〇〇 (重騎兵・軽騎兵それぞれ半分、一日あたり六ソリドゥスの俸給) を、きたる四月一日から翌年一月一日までに分割納付するということに合意にいたっている<sup>(註)</sup>。

翌一三六七年はふたたびサラゴース議會 (一三六七年三月六日〜九月二二日) で、五〜八月の四ヶ月で騎兵七〇〇 (一日あたりハカ貨五ソリドゥス) の供出が要求されたが、議会議代表部は前年につづく過重な負担に抗議し、最終的に六・七月で七〇〇人、一日あたりハカ貨五ソリドゥスの俸給を賄うことで合意をみている<sup>(註)</sup>。ここではとくに、王権が各部会に対して、それぞれ三名を選任、併せて一二名ないしそれ以上が各部会に帰属する全世帯数を居住地ごとに網羅した最新の申

告記録を作成し、それをもとに (各部会四名で合計) 一六名の代表委員がそれぞれ配分を決定するよう求めており、これをうけて、あくまでも戦時の騎兵の配分を目的として、キリスト教徒、ユダヤ、ムデハル、財産をもつ聖職者のすべての畑ないし家屋の総数を居住地ごとに網羅した申告記録 (manifestacion de todos los fuegos o casas) を作成することが決議されている<sup>(註)</sup>。なお、「二人のベドロ戦争」そのものは一三六九年のカステイリヤ国王ペドロ一世の死没をもってひとまず終結をみるが、カステイリヤ王国との緊張関係は依然としてくすぶり続け、やや間隔をおいて招集された一三七五年のタマリーテ議會でもなお、対カステイリヤ戦争を目的として畑税カバジェリアの供出が要求され、最終的に一日あたり七ソリドゥス六デナリウスの俸給を要する槍騎兵 (lanza) 五〇〇を四ヶ月間供出、もしカステイリヤ遠征が行われるならば (当初二ヶ月ながら) 三ヶ月で一〇〇〇に変更されるという内容で合意に達している<sup>(註)</sup>。

ブルトミンガルボと同じくサラゴース大司教領のフエンテスパルダにおける、一三六五〜六九年の一連の納税証明書は、ほぼ毎月納付が履行されたか、(二ヶ月ならぬ) 月あたりの単位税額が明記されている。まず、一三六五年八月一日の納税証明書では、サラゴース大司教に委任された委員 (acomisari) であるバルデロブレスのフステイシア (ギリエム・ベレス・デ・モリーナ) が、同大司教領のバルデロブレ、ベセイテ、フエンテスパルダ、トーレ・デル・コンテ、

マサレオンのカバジェリア納付を管轄、各村落のコンセホに納税証明書を発行することになっていて、フエンテスパルダは、二〜八月は毎月世帯あたり六デナリウスで、担税世帯 (par casa) 八五で合計二五五ソリドゥス、さらに八・九月は毎月世帯あたり四ソリドゥスで、同じく八五世帯で六八〇ソリドゥス、以上合計で九三五ソリドゥスとなっている。⑧ ついで同年一月二十九日の納税証明書では、九月が世帯あたり (par dono) 六デナリウスで合計四二ソリドゥス六デナリウス、一〇・十一月は月に世帯あたり四ソリドゥス六デナリウスで合計がハカ貨七六五ソリドゥス、併せて八〇七ソリドゥス六デナリウスである (同じく担税世帯は八五) ⑨。それ以降、カバジェリアは直接サラゴースで納付することをしいられたらしく、すべての納税証明書がサラゴースで発給されている。

一三六六年はないが、一三六七年の納税証明書は三点を数える。まず、一三六七年三月九日では、二分分として炉なし家屋あたり (por fuego o casa) ハカ貨四ソリドゥス、八五の担税世帯数で総額三四〇ソリドゥスが納付されている。⑩ ついで同年一〇月七日は、九月分として八五世帯、世帯あたりハカ貨二ソリドゥス六デナリウスで、総額二二二ソリドゥス六デナリウスである。同年一月七日の納税証明書では、七・八月分として、各月世帯あたり三ソリドゥス四デナリウスで五四一ソリドゥス八デナリウス、さらに六月分 (明記されていないが計算上は世帯あたり一ソリドゥス一デナリウス) を加えて総額七〇八ソリドゥス四デナリウスとなっている。⑪

翌一三六八年一月二十七日には、直近のサラゴース議会 (一三六七年) で教会部に配分されたという二〇リブラのうち、一・二・三・四・五・六・七・八・九・十・十一・十二・十三・十四・十五・十六・十七・十八・十九・二十・二十一・二十二・二十三・二十四・二十五・二十六・二十七・二十八・二十九・三十・三十一・三十二・三十三・三十四・三十五・三十六・三十七・三十八・三十九・四十・四十一・四十二・四十三・四十四・四十五・四十六・四十七・四十八・四十九・五十・五十一・五十二・五十三・五十四・五十五・五十六・五十七・五十八・五十九・六十・六十一・六十二・六十三・六十四・六十五・六十六・六十七・六十八・六十九・七十・七十一・七十二・七十三・七十四・七十五・七十六・七十七・七十八・七十九・八十・八十一・八十二・八十三・八十四・八十五・八十六・八十七・八十八・八十九・九十・九十一・九十二・九十三・九十四・九十五・九十六・九十七・九十八・九十九・百の納税証明書であるが、ここでは前年一〇月に世帯あたり三ソリドゥスで納付した総額に加えて、不足分九二ソリドゥスが納付されたというばかりである。⑫

以上のように、フエンテスパルダでは、二ヶ月ごとの納付であつても単位税額が月ごとに比較的細かく設定されているが、炉数Ⅱ世帯数は一三六五〜六九九年に一貫して八五と、いささかも変動がみられない。それは理論上、ひとたび炉数Ⅱ世帯数を申告すれば、少なくとも五年は変更がきかないことを意味する。となれば、プエルトミンガルボの場合も申告された炉数は基本的に一貫していて、現実的に納付額が多少なりとも変動する以上、会計記録に断片的に記述のある二ヶ月の単位税額がそのつど変動したと考えるのが自然である。ただ、ここにはすでに、一ヶ月か二ヶ月かという (納付ならぬ) 徴収周期の差異がみてとれる。むしろ、史料の性格の差異といえはそれまでであるが、それはむしろ、教会部会の筆頭代表委員サラゴース大司教に任命された徴収委員が発給する、正規の納税証明書にみられるものとは異なる計算と徴収の方法が、村落レヴェルで独自に行われたということである。その意味では、フエンテスパルダでさえ、その背後で独自の方法を模索した可能性も否定できない。前述のコンセホ八番

の記述があまりにも断片的で、正確な年代も不明である憾みがあるが(一三六三年以降であることは確実)、前述のように領主役人とコンセホとのあいだで炉税<sup>II</sup>カバジェリアの徴収・納付をめぐるなにかしら問題が生じたとすれば、それは、あくまでも炉<sup>II</sup>世帯<sup>II</sup>家土数を課税の根拠とする王権と、マノあたりであれ、リブラあたりであれ、それらの組み合わせであれ、それを独自の方法で分担しようとする村落とのあいだのずれから生じているように思われる。とはいえ、同時に次のようにいうこともできる。すなわち、戦時の炉税<sup>II</sup>カバジェリアこそが、ペチャでは一貫してリブラあたり一律の比例的方法がとられた村落に、それまででない財産査定額にもとづく階層区分の導入を促したのである。

### (3) 軍事奉仕支出

対カステイリヤ戦争は、アラゴン王国の首府にしてサラゴサ大司教の主座サラゴサへの軍事侵攻さえをも無視できないものにしたようである。同大司教領のプエルトミンガルボのコンセホは、領主に対する軍事奉仕の名目で、同都市にとうざる侵攻ルート<sup>III</sup>の防衛に現実に参加するよういられている。まず、一三五六年のコンセホ一番には、正確な期日は不明ながら、支出の部第一〇葉裏、それゆえおそらく同年の後半に、二〇名の弩兵(*ballestero*)を三〇日間、大司教のもとに派兵するのに要したとする支出が計上されている。すなわち、弩兵各人には一日あたり二ソリドゥスの俸給が支払

われ、三〇日間で合計一二〇〇ソリドゥスの支出を要したところになっているのである。その財源の大半はどうやら一部の富裕な住人からの借入に頼ったようである。すなわち、ファン・ポマおよび(司祭)アントン・ポマから六〇〇ソリドゥス、司祭ペロ・ヒネールから二〇〇ソリドゥスを、いずれも弩兵派兵のためと使途を明記して、それぞれ借り入れているのである。<sup>(6)</sup>

一三五八年のコンセホ四番では、聖母被昇天の祝日以降に合計八回、そのつど異なる三人の弩兵を、駐屯期間を少しづつずらしながら派兵するという、ある種の輪番制がとられるようになっていく。派兵先は一貫して、カステイリヤ方面からダローカ、さらにはサラゴサにとうざる主要交通路である、ヒロカ川直近の城塞エル・ポージョ(現エル・ポージョ・デル・シッド。ダローカ属域内)である。各人の一日あたりの俸給は一八デナリウスであり、往復に要する各四日間または往路四日間・帰路二日間は無償(*levado cada quatro dias franquos de ida e de venda, levado III dias de ida e dos de venda*)、三人合計で一三五ソリドゥス(一人あたり四五ソリドゥス)または一八〇ソリドゥス(一人あたり六〇ソリドゥス)となっているから、原則として三〇日間または四〇日間の現地駐屯が求められたようである。もし当初規定された日数を超えた場合には、帰路の四日間(または二日間)を差し引いて(*abriendo cada III dias de franco*)日数分の俸給がきつちりと支払われている。全体としては、合計二四人、超過日

数分を含む支払い総額は一一七三ソリドゥスである。<sup>(10)</sup> 少なくともその財源の一部は、やはり一部の住人からそのつど借り入れるほかなかつたようである。実際、コンセホはハイメ・ベルトランから少なくとも二度にわたつて、それぞれ一八〇ソリドゥス、一三五ソリドゥスを借り入れている。<sup>(11)</sup>

一三六二年のコンセホ二番では、弩兵の派兵先が、同じくヒロカ川流域ながら、エル・ポージョから東北東約一四キロに位置する、サラゴ・サ大司教領のクタンダに変わつてゐる。一日あたりの俸給は一八デナリウス、原則として一ヶ月(三〇日)間の駐屯となつていて、七月からほぼ毎月、この年は二名ずつ派兵されているので、そのつど九〇ソリドゥスの支出を要したことになる。ただ、それはあくまでも原則であつて、八、九月には、一時的に一人あたり三ソリドゥスの俸給で二人の弩兵が動員されている(俸給が一日あたり一八デナリウスであれば、駐屯期間は二日)。<sup>(12)</sup> また、一二月には、弩兵の駐屯がなんらかの理由によつて一〇日間にとどまり、残る二〇日間をめぐつて同地とクタンダとのあいだで問題が生じてゐる。後日、クタンダのアルカイデが執達人を遣して欠勤日数分の駐屯を要求しており、同地のコンセホは執達人の俸給六ソリドゥスを支払うはめになつてゐるのである。実際、三月にはフステイシア直々の命令により、別途三週間の派兵が履行されてゐる。いづれにせよ、全体では、合計三六人、俸給支出の総額が一三二ソリドゥスである。そのうち、少なくとも二月分の俸給九〇ソリドゥスには、ベルナット・ポマ

からの借入金があてられている。<sup>(13)</sup>

## 五 結論

冒頭で述べたように、アラゴン王国最南部、サラゴ・サ大司教領の村落プエルトミンガルボには、王国全体でみても比較的早期の一四世紀中葉から、一連の村落会計記録が伝来する。それは、領主であるサラゴ・サ大司教への収支報告を旨とする所領会計記録ではなく、コンセホによる独自の村落行政の一環として作成された、村落そのものの財政収支記録である。となれば、同地は遅くともそれらが作成された一四世紀中葉にはすでに、独自の財政と、それを管理・運営する固有の行政組織の成立をみていたということになる。本稿は、領主ばかりか、サラゴ・サ大司教に議會常設代表部教会部会筆頭委員を介して国家と接点をもつことをよぎなくされたまさしくその時期に、同地の村落財政がいかにして管理・運営され、いかなる変容を遂げたかを、それら会計記録の綿密な分析をつうじて明らかにしようとする試みであつた。

欠落が多くやや断片的な、一四世紀中葉の四点の会計記録またはその断片のテクスト生成論的分析は、それらの作成そのものが行政実践の一環にほかならないのだから、本格的な内容の検討に先立つ、たんなる作業の前提ではけつしてない。二名の誓約人は原則として、会計記録作成用の紙束の調達にはじまる五月初日から翌年の四月末日までを一会計年度とし

て収支を管理し、六月にフスティシア、誓約人、よき人びとからなる次年度のコンセホ構成員とともに繰越金の計算を行って、繰越金をコンセホに返納するのが慣例となっていたようである。この点でいえば、冒頭の題辞そのままに支出明細を主とする一三五六年のコンセホ一番は、それが既定値であったかを判断する材料に事欠くとはいえず、繰越金計算を行うまでの一連の業務にあたって最低限必要な情報を網羅しているようにみえる。ことに題辞もなく支出の部に比べれば明らかに簡素な収入の部は、前年度の誓約人によってコンセホに返納される繰越金を計算するための最低限の材料となっているにすぎないが、それがかくも簡素でありえたのは、村落財政がもっぱら財産比例型のペチャ(コンセホ税)収入に依存しており、会計記録のなかで言及される「ペチャの書」すなわち事実上の住人財産査定・申告記録をもとに納付見込み総額が事前に計算可能で、ペチャの収入明細をかならずしも必要としなかったからである。かくして繰越金計算では、そこから納付免除分を差し引けば事足りたというわけである。

となると、繰越金計算書を欠くものの収入・支出明細をほぼもれなく含む一三五八年のコンセホ四番こそが、むしろ異様ともいふべき趣きを呈しているように思われてならない。それを象徴するのが、いずれも固有の題辞を掲げた二つの収入の部である。第一の収入の部は八名のペチャ徴収人と一名の誓約人とがそれぞれ段階的に徴収・納入したペチャを筆頭に、個々の収入を期日ごとに登録した純粹な収入明細である

が、第二の収入の部は同じく時系列にそくしてはいるものの、「ペチャの書」から事前に計算されたペチャ納付見込み総額を冒頭に掲げながら、各人が実際に納入したペチャの合計額と、借入金ならびに一時的な炉税 $\parallel$ カバジェリア徴収(ないし調達)分からなるペチャ以外の収入項目とを、それぞれ頁合計で明確に区別しながら列挙したものととなっている。両者はいずれも会計年度末に作成されたものとおぼしいが、その内容からみて前者よりあとに後者が作成されていることは疑いない。内容の大半が重複するのに、こうした措置が必要とされたのは、本来ペチャ収入に依存するばかりであった村落財政が、この年度にはそれまでにない異例の支出に迫られて、もっぱら富裕住人からの借入というかたちでそれをはるかに上回る財源を調達することをよぎなくされたからである。すなわち、一つはもちろぬ蝗害対策経費、いま一つは対カステイリヤ戦争に由来する炉税 $\parallel$ カバジェリアの賦課がそれである。

なかでも炉税 $\parallel$ カバジェリアの賦課は、対カステイリヤ戦争の勃発をうけて一三五七年のカリニエーナ議会以降、議會常設代表部の常設化を促す一方、一三六〇年代をつうじて事実上常態化することとなったため、それが一連の会計記録におよぼした影響をみてとることはたやすい。当初はごく少数のハカ貨収入を換算することなく額面そのままにラル貨合計に加算していたのが、一三六一年分の繰越金計算書(コンセホ三番)では、ラル貨とハカ貨とをそれぞれ別個に計算す

るようになり、一三六二年のコンセホ二番の収入の部にいたっては、頁合計でラル貨に先んじてハカ貨の合計が掲げられるようになっていた。それは、ハカ貨で納付をしいられた炉税Ⅱカバジェリアが、もともとラル貨の流通圏に属する同地で、ハカ貨使用の機会を従来になく増大せしめたことの証であろう。また、二ヶ月ごとの現地徴収・サラゴ・サ納付をしいられた炉税Ⅱカバジェリアの収支を、会計記録にいかにか反映させるか模索した形跡もみられる。そもそも（会計記録の主体である）コンセホにとって炉税Ⅱカバジェリアは支出でしかないから、その具体的などころは支出の部にみられるばかりである。収入とみなされるのは、しいていえば徴収（または調達）時のみであるが、会計記録がまとめられる年度末には、すでに二ヶ月ごとに納付済みの炉税Ⅱカバジェリアの徴収分をあらためて収入の部に登録する理由がないので、納付を控えた三・四月分の徴収分のみがわずかに登録されるにとどまる。コンセホは結局、会計記録にもつぱら支出というかたちで登録するほかに新たな負担を、同地住人に課すことを引き受けざるをえなかったのである。

もつとも、同地が服した租税は、同時期に議會を介して賦課されることとなった新たな援助金・補助税である炉税Ⅱカバジェリアがはじめてではない。それどころか、一三世後半に事実上定着した通常租税こそが、ペチャ課税に立脚する独自の村落財政の生成に一役買ったことは疑いようがない。都市・国王ウイラと同じく聖界領一般も免れなかった宿泊税は

村落単位で一定額が集団的に賦課されたので、コンセホは自らの手で「ソリドゥスとリブラで」財産額を査定し、査定額に応じて比例的に住人による分担割り当てを決定することになった。その所産がもちろん一四世紀末から伝来する住人財産査定・申告記録であり、問題の会計記録のなかで言及される「ペチャの書」こそまさしくその先駆形態に相当するものと考えてよいであろう。（少なくとも一四世紀末には）一〇〇ソリドゥスⅡリブラで財産査定されたリブラあたりの単位税額が決定されれば、納付免除分および納付不能申告分を差し引いた一会計年度の徴収見込み総額は、実際の徴収・納付を前にして計算されたのである。

わたしたちが知りえた断片的なデータでは、計算上、①一三四七年は全体で二〇一七三リブラ、単位税額はリブラあたり四デナリウス、徴収見込み総額は六七九四ソリドゥス、②一三五六年は二二五一リブラ、単位税額は六デナリウス、徴収見込み総額は六〇七五ソリドゥス六デナリウス、③一三五八年は四七九四リブラ、単位税額二ソリドゥス、徴収見込み総額九五八ソリドゥス、④一三六一年は同じく単位税額二ソリドゥスで、リブラ総額・徴収見込み総額はともに不明ながら、後者がラル貨総収入一三五二〇ソリドゥス六デナリウスを超えることはないの、リブラ総額は多くとも六七六〇リブラ以下、⑤一三六二年には単位税額が不明であるが、前年のリブラ総額が一三五八年に比べて多少なりとも増加に転じていることを考慮に入れると、徴収人によって実

際に納入された三七四五ソリドゥス（または四四三三ソリドゥス—デナリウス）が、四デナリウスとはいわないまでも六デナリウスあたりの単位税額で徴収されたものと考えてよさそうである。なお、やや飛んで⑥—一三八九年の住人財産査定・申告記録では、リナレスおよびモスケルエラのエレデロ含むリブラ総額が八六五四・五リブラ、単位税額が四デナリウス、徴収見込み総額がしめて二八八四ソリドゥス—①デナリウスとなっている。

①と②とのあいだにペスト禍の影響をみてとることはたやすいが、徴収見込み総額自体は、単位税額の二デナリウス引き上げによりそれほど大きく変化していない。むしろ驚かされるのは、②と③とのあいだ、わずか二年のあいだに、単位税額が四倍に引き上げられながら、徴収見込み総額は一・五倍の増加をみるにとどまっていることである。それは、単純計算では、リブラ総額の大幅な減少を意味するが、それにもかかわらず八人の徴収人と一人の誓約人という例年にならない人員を動員して徴収にあたらなくてはならなかったのはなぜかという疑問を喚起せずにはおかない。事態はおそらくこうである。すなわち、リブラ総額の大幅な減少は一義的に財産そのものの、ひいては人口そのものの減少を示すものではなく、あくまでも課税可能なリブラ額が減少したことを示すものである。それは必然的に、例年でない高額な単位税額を課すことが可能な財産を、特定の、おそらくは比較的富裕な家族のそれに政策的に限定することになる。だからこそ、コンセホ

は、課税対象のリブラ総額が大幅に減少しているにもかかわらず、コンセホ要職を歴任した有力家族の成員を八名も徴収人として動員しなくてはならなかったのである。他方、一三六一年は同じく単位税額が二ソリドゥスとされているが、このときは逆に、一三五八年に比べれば課税可能リブラ額が多少なりとも増加していたはずであり、それが比較的高額な繰越金を発生せしめ、その結果、同年度の誓約人がそれを、一三六二年をつうじてコンセホに返納するのに窮するという事態を生んだものと考えられる。

ペチャ担税リブラ額を政策的に限定して単位税額を引き上げる措置がとられたのは、蝗害禍にさいなまれた一三五八年には限定されない。となれば、それはむしろ、同年から議会常設代表部をつうじて新たに賦課された炉税 $\parallel$ カバジェリアの分担と密接に関係するものと考えたほうがよさそうである。それは、各村落から申告された炉数 $\parallel$ 世帯数 $\parallel$ 家士数を根拠に機械的に割当額が決定されており、とくに同地では、二ヶ月ごとに年六回の徴収とサラゴースでのハカ貨納付をよぎなくされている。一三五八年には一一七一ソリドゥス $\rightarrow$ 一五六二ソリドゥス七・五デナリウス、一三六二年には大きく割当額が下がるものの七〇〇ソリドゥス $\rightarrow$ 七二〇ソリドゥスを、そのつど業務遂行経費はすべてコンセホ負担で納付している。問題はおそらく、ただでさえ財産査定額に応じて比例的に賦課されるペチャを通例負担する住人に、家士一人あたり一律で新たに賦課されることになった炉税 $\parallel$ カバジェリ

アをいかに分担させるかであったはずである。実際、コンセホが住人による分担ではなく、一時的に借人に頼ろうとした形跡がみられるのは、それがいかにむずかしかったかを端的にものがたっている。そのうち考えられる方法の一つが、ペチャ担税りブラ額を政策的に限定して単位税額を引き上げる、すなわち比較的富裕な世帯にペチャ負担を限定することでコンセホ収入を確保しながら、少なくとも家士数に組み込まれた全住人が炉税 $\parallel$ カバジェリアの分担に声を上げることがないようにするものではなかったか。それはむしろ、単位税額の引き上げられたペチャと炉税 $\parallel$ カバジェリアの双方を負担することになる比較的富裕な住人に対する配慮を欠いたものであってもいけない。ここに、一定の財産査定額にそくして住人を階層化し、階層ごとに異なる単位税額や分担方法を設定する、いわゆるマノの導入が模索された最大の要因があったものと考えられるのである。

以上のように、同地の村落財政の生成と変化はいずれも、サラゴサ大司教という領主との関係ではなく、むしろ租税の分担をめぐる国家との関係で説明されるべきものである。まさにそうして生成・変化を遂げた村落財政は、国家と領主との関係が議會を介して大きく変化すると並行して、あるいはむしろそれに先んじて、自らの領主との関係をも根本的に変化させることになった。領主に対する軍事奉仕の供出でさえ、もはや個人レヴェルの紐帯によるものではなく、コンセホを介して自立的かつ集団的に、さらにいえば、ペチャを

基盤とするコンセホ自らの財源から各人の俸給を賄うことによつて履行されたのが、その最たる例にほかならないのである。

註(87)

たとえば、一三世紀後半のテルエルの場合、テルエルそのものは免除される一方、八五にもおよぶそのアルデア(属域村落)が二二〇〇〇ソリドゥスを集団的に負担し、三回にわたつて分割納付するものになつてゐる。CFEM, doc. no. 31 (1258, VI, 16), 154 (1281, VI, 21)。

(88) ACA, Cancillería, registro 51, f. 22 (1284, XII, 26)。

(89) L. González Antón, *Las Uniones aragonesas y las Cortes del reino (1283-1301)*, vol. II: Documentos, Zaragoza, 1975, p. 81-82; [Linares y otras] — [En aquella misma fueron propuestas querellas

por los procuradores de Linares del Puerto, del Castellvispal, del Exorques d'ius esta forma: / Los procuradores de Linares del Puerto de Castellvispal de Exorcas Linares, que son del Vispe de Saragoça, se quereyllan qu'el senyñor Rey mando levar de los ditos logares M e DCCCC solidos por gena d'est present, por los quales dineros son penyorados, la cual sena consumaron pagar. / [La qual quereylla feyla por los procuradores de los ditos logares, respuso el senyñor Rey en la forma que se sigue: / Al capítol de las cenas de Linares del Puerto, del Castellvispal e de Exorcas, responde el senyñor Rey que aquellas cenas que el prende que las recibia por su dreyyo porque su lyaatge lo ha assi consumado.

(90) AMP, Concejo, doc. 4, f. 3.

(91) AMP, Concejo, doc. 2, f. 18v.

- (92) J. Medrano Adán, *Puertomingalvo en el siglo XV. Iniciativas campesinas y sistema social en la montaña navarrese*, Teruel, 2006, p. 38; C. Laliena Corbera, *El impacto del impuesto sobre las economías campesinas de Aragón en visperas de la Unión (1277-1283). *Dynamiques du monde rural dans la conjoncture de 1300: échanges, prélèvements et consommation en Méditerranée occidentale**, Rome, 2014, pp. 561-604. 拙稿「一四世紀前半トルコン南部における租税・領主制・商品交換」『史学研究』(広島史学研究会創立九〇周年記念号)』第三〇五号、二〇一〇年、一一三—一三九頁。
- (93) AMP, Concejo, doc. 10, f. 16; Miguel Bernat manifiesto Anthon Concell y Domingo Bernat; f. 18; No. Muller de Perico de Gallen manifiesta fue faltos.
- (94) AMP, Concejo, doc. 10, f. 19; Pere Exulne fue tomado como se estava — VI liuras; f. 19v; Ramon Y sert de Anthon fue tomado como se estava — VI liuras mealla; f. 20; Ramon Benorses fue tomado como se estava — I liura mealla; f. 20v; Vicent de Lucia fue tomado como se estava — X liuras.
- (95) AMP, Concejo, doc. 10, f. 21; Suma universal. De todas las liuras assi de vezinos como de hieratamientos y herederos de la present de oilla y assi que Linars como que Mosqueruela desmit en XXXVIII firmas de playa de se demuestra ocho mil sey cientos cinquanta quatro liuras y media.
- (96) AMP, Concejo, doc. 10, f. 22v; Suma las liuras de los vezinos de Villafraanca (Villaferrnosa?) segunt en tres sumas de plana se demuestra seycent nueu liuras y media — DC VIII liuras mealla.
- (97) AMP, Concejo, doc. 10, f. 23; Las sobrediechas ocho mil sey cientos cinquanta quatro liuras y media que en vinuense de los vezinos tierraenyentes de la present Villa Mosqueruela y Linars las dias offrender y concello mandar ager a razon de quatro dineros por liura que suma dos mil ochocientos huitantas quatro sueldos diez dineros. — II mil DCCC LXXX III [sueldos].
- (98) AMP, Documentación notarial, Protocolo, doc. 15, f. 28v-29 (1347. VIII. 1); Eximeno Sampil e Johan Segura jurados en voz e en nombre del concello del Puerto damos acoblar la pecha de la villa del Puerto e de los herederos que son en la villa del Puerto e de sus terminos a vos Domingo Xulne notario e Jayme Vidal a entrances ensenble que son XX mil e CLXXXIII liuras amedias de tres covebas otros que montan tres mil CCC XC VII sueldos reales las cuales ayades coblado daquia al dia de sant Martin primero vinent.
- (99) AMP, Documentación notarial, Protocolo, doc. 15, f. 52 (1347. X. 27); Eximino Sampil e Johan Segura jurados atorgamos aver ovido de vos Domingo Xulne e Jayme Vidal collidores de la pecha CCCC sueldos reales de la pecha que vos collides por que queremos que sean batidos de la suma de la dita pecha que supra; f. 66v (1347. XII. 18); Johan Segura e Eximino Sampil jurados atorgamos aver hoviido de Domingo Xulne e Jayme Vidal peyeros de DCCCXXXVII sueldos reales los quales son de los dineros de la peya por que quiero que nunque vos sean demandadas ante sean abaridas de la otra mayor quantia.
- (100) AMP, Concejo, doc. 4, f. 8v; Item recebi de Johan Moreta jurado della pecha quel quoge de los herederos de Mosqueruela e de Linars — C sueldos.
- (101) AMP, Concejo, doc. 4, f. 1; Suma las liuras que coye Johan Sany CCCC XC liuras e media que montan en dias nou cientos e LXXX menos hun sueldos. / Suma la [cedullá] de Johan Ferrer mil CCCC L

II sueldos.

- (102) AMP, Concejo, doc. 3, f. 2v: Item daron por conto que se avie tirado de las letras del libro de la peyta por su sacrament CC XXXVIII libras e media que montan que se deven abatir de lo que avian atornar a concello los ditos jurados—CCCC LXX VII sueldos. / Item a otra part fueron dados por faltas que no se podien coyer de las letras del libro de la peyta C LXX II libras e media que montan e se deven abatir de lo que deven tornar a concello — CCC XL V sueldos.
- (103) AMP, Concejo, doc. 3, f. 3: E asi abatido la dita quantidad de lo que ellos deuen a concello han atornar purament a concello de reales— dos mill XC sueldos X dineros reales. / E a otra part han atornar de jaceses — mill C XXX e II sueldos VI dineros.
- (104) BUZ, Ms. 97. *Sumario y resumario de las Cortes celebradas en Aragón por sus serenissimos reyes. Hechos de orden de los diputados del reyno de Aragón por Gerónimo de Blancas, cronista del mismo reyno. Año de 1585, f. 45, v. 4v.* 中の下段に王権が、もはや封建的支配関係にねざした無償かつ自弁の軍事奉仕ではなく、一日あたり一定の俸給を対価に重騎兵・軽騎兵の供出を要求して召集軍を編成する例は、すでに一三〇九年のアルメリーア遠征の段階にもみられる。たとえば、バレンシア王国北端のプエブラ・デ・アレノスを中心にカステリヨ北部に勢力を誇った有力貴族アレノス家のペドロ・ホルタンとその従兄弟ヒメノ・ペレス・デ・アンディーリヤの場合は、国庫から次のような支払いを受けることになってゐる。まず、前者は、同年九月七日〜二十一日まで一五日間の先遣部隊を編成した重騎兵四・軽騎兵一を供出したので、その俸給が各人一日あたりそれぞれ八ソリドゥス・四ソリドゥスで、しめて
- 五四〇ソリドゥス、同二二日から後者が供出した重騎兵一〇・軽騎兵一と合流し、併せて重騎兵一四・軽騎兵二の俸給が一二月末日までの一〇一日分で、単価同じで合計一二二〇ソリドゥス、これに先遣時の五四〇ソリドゥスを加えて全体が総額一七六〇ソリドゥスとなる。ただし、このうちから、王権により支給された小麦、ワイン、燕麥、チーズ、さらに国王付医師や国庫管理人の俸給とらった諸経費が控除されるので、それらを除く総額八〇三八ソリドゥス三デナリウスが支払われると云うのである（すべてバルセローナ貨）。
- ACA, Cancellaría, registro 271, f. 225-225v (1309, XII, 31).
- (105) J. Á. Sesma Muñoz y M. Lafuente Gómez, *Cortes y parlamentos del reinado de Pedro II*, vol. 1 (Acta curiarum regni Aragonum, tomo II), Zaragoza, 2013, pp. 205-207.
- (106) BNE, Ms. 8634: *Actos de las Cortes de Aragón del año 1357-1414*, f. 39v-41.
- (107) M. T. Ainaga Andrés, El fogaje aragonés de 1362: aportación a la demografía de Zaragoza en el siglo XIV, *Aragón en la Edad Media*, no. 8, 1989, pp. 33-58, esp. núm. 1 del apéndice documental (1362, X, 22).
- (108) J. Á. Sesma Muñoz y M. Lafuente Gómez, *Cortes y parlamentos del reinado de Pedro II*, vol. 1 (Acta curiarum regni Aragonum, tomo II), Zaragoza, 2013, pp. 303-310 (1363, III, 5).
- (109) *Ibid.*, pp. 310-318 (1363, III, 5).
- (110) M. T. Ainaga Andrés, El fogaje aragonés de 1362, núm. 2 (San Juan del Puente, 1362, XII, 2), 3 (Santa Cruz, 1362, XII, 19), 5 (San Andrés, 1362, XII, 24), 4 (Pastriz, 1362, XII, 24) del apéndice documental.
- (111) AMP, Concejo, doc. 4, f. 16v: Item a otra part spendiemos hun

- cuarter de vino que costo XVI dineros quando escleymos quantos podien pagar al senyor los III sueldos por dos meses.
- (21) AMP, Concejo, doc. 4, f. 16v: Item damos a Sancho Martinez quando fue a Zaragoza VI dias del mayo — mil C ~~h~~ ~~s~~ ~~u~~ ~~e~~ ~~d~~ ~~o~~ ~~s~~ e III I ~~d~~ ~~i~~ ~~n~~ ~~e~~ ~~r~~ ~~o~~ ~~s~~ sueldos.
- (22) AMP, Concejo, doc. 4, f. 16v: Item costamos el recamio dellos barceloneses — IX sueldos.
- (23) AMP, Concejo, doc. 4, f. 16v-17: Item damos a Jayme Beltran de Pasante CCC XXXIII sueldos remanientes a par del sueldo de los vasallos los quales el / Levo a Çaragoça contando el cambio de los jaqueses — / Item a otra part le damos — VI sueldos. / Por el albaran e por el dapnar della obligacion que a Sancho d'Oblitas avia fecho allos colidores del sueldo en Çaragoça. / Item damos al seyello — II sueldos.
- (24) AMP, Concejo, doc. 4, f. 17: Item damos a Sancho Martinez pora mission recebido como dellos que dias que y davie estado — LXIII sueldos e II dineros.
- (25) AMP, Concejo, doc. 4, f. 18v: Item espende que di Arnau Ysert quando fue por el concello lo quales levo allos vicarios por razon de la quavalleria — mil D LX II sueldos e VII dineros mealla.
- (26) AMP, Concejo, doc. 4, f. 19: Item costo el recambio de mil e dezyentos sueldos barcelloenses quel levo Arnau Ysert a Çaragoça a d'obole dinero por lura que montan — X sueldos.
- (27) AMP, Concejo, doc. 4, f. 19v: Item damos a Johan de Exulve notario quando fue a Çaragoça quel levo por el numero de los vassallos al senyor archebispe contado el recambio — mil CC XL II sueldos. / Item damos a el mismo por el levar los sobre dios dinero al dito senyor e que aduxo albaran de paga de aquel — XXVII sueldos medio.
- (28) AMP, Concejo, doc. 4, f. 21\*v: Item recebido conto de Arnau Ysert de XIII dias que mecio oír e enuenir entro a Çaragoça por concello a V sueldos jaqueses por jornal que montan LXX sueldos jaqueses que se carneyamos a XIII e medio que montan de reyalles LXXVIII sueldos IX dineros.
- (29) AMP, Concejo, doc. 4, f. 21: Item le damos por el albaran que aduxo della paga que fizo por concello allos vicarios por razon de la quavalleria con recambio de los VI sueldos sueldos jaqueses que costo que montan — VI sueldos IX dineros [ 1. / Item espendiemos al dito conto que recibiemos del dito Arnau Ysert de vino — VII dineros mealla.
- (30) AMP, Concejo, doc. 4, f. 21v: Item espendiemos quando vino Francisquo Ponz por el senyor archebispe la demandar los quantare dinero la primera noche costo vino que bentreron los hombres que se pallagaron — XII dineros.
- (31) AMP, Concejo, doc. 4, f. 23\*: Item di a Domingo Justo que yva por concello a Çaragoça e levo el numero de los vassallos al senyor de la quavalleria el sobre dito dia que montan de reyalles — XX sueldos jaqueses / XXXIII sueldos III dineros [reyalles].
- (32) AMP, Concejo, doc. 4, f. 23: Item a otra part damos a Jayme Beltran de Pasanet asin como amistrador de las rendas del senyor archebispe por don Pero Garcia de Licuan los quales le damos por la cavalleria del mes de novienbre e de dezyenbre a XXXIII dias de dezyenbre — mil C III sueldos jaqueses. / Item a otra part costo el recambio de los CIII sueldos jaqueses reyalles a razon de XIII — XVII sueldos III dineros.
- (33) AMP, Concejo, doc. 4, f. 24\*v: [Item di a] Bertollome de

Madrona a raçon de gudar [ ] a demandar los [dineros] de cavalleria del [mes de enero] e de fevriero por su trebal e tachieron la

[ ] buenos — XXXIII sueldos.

- (25) AMP, Concejo, doc. 4, f. 24<sup>r-v</sup>: [Item al] Sancho Sant Gillem notario e a Rodrigo Sampol [ ] [ ]sata quando fueron a manlevar dineros quel [ ] avie menester por a la cavalleria del mes de [enero] e de febrero a XVIIII dias de febrero por a paga [ ] — VI sueldos.

- (26) AMP, Concejo, doc. 4, f. 9<sup>v</sup>: Item recibí de Arnau Ysert de los dineros que se tomo por razon del quantare dinero que al concello convinien apagar por el mes de mayo e otros meses los qualles se tomo de Çaragoza — CCXXXV sueldos III millas rey.

- (27) AMP, Concejo, doc. 4, f. 12<sup>v</sup>: Item recibí de Arnau Ysert dellos dineros que se tomo del quantare dinero quel levo quando fue por mandadero al senyor a Çaragoça — CCXXXV sueldos e tres mialas rey.

- (28) AMP, Concejo, doc. 4, f. 12<sup>v</sup>: Item recibí de la cavalleria que quogieron los dezeneros por casas de jaqueses DCCCCXX sueldos que montan de reyalles — mil LXXXIII sueldos IIII dineros.

- (29) AMP, Concejo, doc. 2, f. 18<sup>v</sup>: Rezhibimos de los degeneros de la cavalleria que se cogie a IIII sueldos por vasallo segunt parece por mendo en hun quaderno a part fecho de la distribuçion — D XC IIII sueldos reales.

- (30) AMP, Concejo, doc. 2, f. 4-4<sup>v</sup>: Item damos a hun moço que levo hunna letra all concello de Linares sobre el enviaçaran de la cavalleria al senyor costo XVI dineros. / Item spenderion quando fueron a las vistas con los de Linares por el reyto de la cavalleria del enviar al senyor spenderion III sueldos e medio.

- (31) AMP, Concejo, doc. 2, f. 4<sup>v</sup>: Item a otra part damos a hun hombre

XII dineros que levo hunna letra que aduxo Belenguer Tortosa quando fue a Çaragoça alla cavaleria en la villa al Linares.

- (32) AMP, Concejo, doc. 2, f. 4<sup>v</sup>: Item damos a Francisco Ponz notario quando vino a demandar la cavaleria del mes de junio e de julio del anyo sobre dito XXXVIII sueldos reales con la mission que fyo con la qual manda dar el concello.

- (33) AMP, Concejo, doc. 2, f. 5<sup>v</sup>: Item damos a Belenguer Tortosa ella cavalleria que levo a Çaragoça del mes de junio e de julio por los vasallos que fueron travados en el lugar del Puerto DCC e XX sueldos yaqueses ~~en las quales avie CC sueldos yaqueses~~ que montan en reales a raçon de XIIIII quas canviaron DCCCC XL sueldos reales / Item damos a Belenguer Tortosa por X dias quas avie en la dita mandadia L sueldos yaqueses <CIV sueldos que costo el l'albaran> que montan de reales XIIIII sueldos EHH ~~sueldos~~ H ~~dineros e miallas~~.

- (34) AMP, Concejo, doc. 2, f. 7<sup>v</sup>: Item damos a don Pero des Pils quando fue a Çaragoça <por el mes de octubre e de noviembre> after la paga de la cavaleria DCC XX sueldos yaqueses e montan en reales DCCCCXL sueldos reales. / E aduxo albaran de la paga e costo el albaran V sueldos yaqueses que montan en reales VI sueldos menos dos dineros. / Item a otra part le damos por sus yornales por X dias que estuo en ir tennent e enestar L sueldos yaqueses que montan en reales LVIII sueldos e IIII dineros.

- (35) AMP, Concejo, doc. 2, f. 8: Item damos a Francisco Ponz por mandamiento del justicia e de los hombres buenos CXXXI sueldos ocho dineros con el recanvio que costaron los barcellonenses qual havienmos adar.

- (36) AMP, Concejo, doc. 2, f. 8<sup>v-9</sup>: Item damos a ahun moço que

- aduxo a huna carta Juan Anton Guarch fue con la cavalleria / [C] aragoça del mes de novienbre e de diciembre e demandava los XX dias que avien fallido los balesteros al concello de Quanda e damos le VII sueldos.
- (137) AMP, Concejo, doc. 2, f. 9: Item damos a Anton Guarch quando fue a Çaragoça a fer la paga de la cavalleria e de las restas DCC por el mes XII sueldos yaqueses que montan en reales a raçon de catorce de canno DCCC XIII sueldos de reales: f. 9v: Item costo ell'albalan de paga que aduxo por la cavalleria V sueldos yaqueses que montan en reales VI sueldos menos dos dineros.
- (138) AMP, Concejo, doc. 2, f. 9v: Item damos a Pero Espils notario por las escrituras que figo dellos vasallos entre nos e Francisco Ponz HHV sueldos e por el proceso que fue el senyor de los vasallos.
- (139) AMP, Concejo, doc. 2, f. 10: Item espendiemos el dia que ficiemos las cedulas de la cavalleria del compartimiento de los manos en casa Belenguertortosa XII dineros e medio.
- (140) AMP, Concejo, doc. 2, f. 11: Item damos a Pero Navarro vicario del Puerto por mandamiento del concello CCC sueldos reales por la cavalleria que avienos prometido levar a Çaragoça e prometiemos lo a ~~Francisco~~ Ponz Alfonso Barbarro. E aduxo de albaran costo V III sueldos e hoviemos le adar e otra part III sueldos e medio del requamio con quatro dineros que auiamos por vino quando nos de ell'albaran.
- (141) AMP, Concejo, doc. 2, f. 12v-13: Item damos a Francisco Ponz por las restas dela paga que remanieron a pagar del mes de junio e de julio e de agosto escotimos albaran conciello Julian de Xulbe / e damos CXXIII sueldos jaqueses que montan [ ] [ ] pars. / Item a
- otra part le damos por a mismo dia de lo que y estuvo XXX sueldos reales.
- (142) AMP, Concejo, doc. 2, f. 18v: Rezbiemios de los deçeneros de la cavalleria que se cogie a III sueldos por vasallo segunt parece por menudo en hun quaderno a part fecho de la distribution — D XC III sueldos reales.
- (143) J. Medrano Adán, *Puertomingalvo en el siglo XV*, p. 167.
- (144) J. Morelló Badget, *Fiscalitat i deute públic en dues viles del Camp de Tarragona. Reus i Valls, segles XVII-XV*, Barcelona, 2001, pp. 371-374.
- (145) J. Morelló Badget, Les estimas de Valls de 1378: repartició de la riquesa i sistema contribuït, *Historia et documenta. Revista de divulgació històrica i dels fons documentals de l'Arxiu Històric Comarcal, Valls (Alt Camp)*, no. 7, 2003, p. 16.
- (146) 川の堤に石を積み、シムルナヤ・シムナシム・ベシムシムトネの直接に教授したのだ。川の橋や船の作りやその厚意と職の業を表したる。
- (147) J. Morelló Badget, Les tècniques de repartició fiscal en una vila del Camp de Tarragona: Reus en el període 1462-1480, *El poder real en la Corona de Aragó (sigles XIV-XV)*, 4 vols., Jaca, 1993, t. 1, pp. 197-199.
- (148) AMP, Concejo, doc. 8, f. 1: Suma mayor el universal de todas las sobre dias sumas e recibas e planos recibidas e venidas en poder dellos dios iurados — ocho mill CCC XXVI sueldos III dineros reales / Et mill CCC XXII sueldos VI dineros jaqueses.
- (149) AMP, Concejo, doc. 8, f. 1: Item recibimos de la cavalleria [ ] por manos segunt parece por [ ] [ ] patron quos dellos dias manos e [ ] contos anos dades por los decidos daq[uan]t[ ] [ ] .

- (28) AMP, Concejo, doc. 8, f. 1: Item rezbiemos dela cavalleria que fue ordenada en el dicho lugar a raxon de II dineros miialia jaqueses por liura tornados en reales a raxon de quatorce e abatidos las faltas de todas las dichas manos suma purament la recibta de la dicha cavalleria — DCCCC L sueldos VI dineros.
- (29) BNE, Mss. 8634: *Actos de las Cortes de Aragón del año 1357-1414*, f. 42-51.
- (30) BNE, Mss. 8634: *Actos de las Cortes de Aragón del año 1357-1414*, f. 49v-50: Item, fue feyto cierto compartimiento entre todos los quatro bracos de LXXXm sueldos, et tocó a cada braco ut sequitur: / Primerament, al braco de la yglesia, XXIIIm DXXX sueldos: / Item, al braco de los nobles, XVIIm CCLX sueldos: / Item, al braco de los cavalleros, IIIIm sueldos: / Item, al braco e las universidades, XXXVIIIm sueldos, CCL sueldos: Carta LXXXXX: / Item, fizieron compartimiento de la sobredita quantia por número de casas e trobaron en los bracos el número de casas, carta LXXXIX: en el braco de la yglesia, VIIIIm de casas; en el braco de los nobles, XIm de casas; en el braco de los cavalleros IIIIm CC casas; en el braco de las universidades, XIIIm de casas.
- (31) ADPZ, Ms. 1, f. 26v-28.
- (32) ADPZ, Ms. 1, f. 46v-47.
- (33) BNE, Mss. 8634: *Actos de las Cortes de Aragón del año 1357-1414*, f. 20-22; ADPZ, Ms. 1, f. 175v-222v.
- (34) ADPZ, Ms. 1, f. 214-214v.
- (35) ADPZ, Ms. 2, f. 143v-144, 160-160v.
- (36) AMF, Pergamino, no. 40 (1365, VIII, 15): per lo Vten dineros [del] marz, de abril, de mayg, de juny, de jullio, agost que lo dit loch deue pagar per lo dits LXXXV casas a Vten dineros per casa per mes es asaber CCLV solidos, de agost, de setembre per los IIIIm solidos que lo dit loch deue pagar per lo dits LXXXV casas a IIIIe solidos per casa per mes es asaber DCLXXX solidos que son insuma tots las quanties de sus dits es asaber DCCCCXXXV solidos renunciants.
- (37) AMF, Pergamino, no. 41 (1365, XI, 29): quantitats picunie subscriptas primo quos debbat dicta universitatis racione sex dineros per domo quales de mense septembre proxima elapso quadraginta duos solidos sex dineros. Item romen quator solidos sex dineros per domo per mensibus octobre proxime elapso e novembre presentis septingentos sesaginta quinqué solidos jaccenses que sumaz faciunt octingentos septen solidos sex denariorum jaccenses.
- (38) AMF, Pergamino, no. 14 (1367, III, 9): trezientos quaranta solidos dineros jaccenses los quales recibe por mano d'En Domingo Guerau vezino del dito lugar por huytanta e cinco casas o fuegos que son en el lugar sobredito a razon de quatro solidos jacceses por fuego o casa por el mes de febreiro primero pasado.
- (39) AMF, Pergamino, no. 43 (1367, X, 7): dozientos dotze solidos seys dineros jacceses los quales recibe por mano de Pere Jover vezino del dito lugar por LXXXV casas de fuegos qui son en el lugar sobredito a razon de dos solidos seys dineros jacceses por fuego o casa por el mes de setiembre primero pasado.
- (40) AMF, Pergamino, no. 44 (1367, XI, 7): cincuentas sexantia seys solidos hueyto dineros jacceses los quales recibio por mano d'En Bernat de Los vezino del dito lugar por LXXXV casas o fuegos... por raxon de tres sueldos e quatro dineros jacceses por fuego o casa por cadaun mes por los meses de jullio e agosto primeros passados... otra part atorgo haver ovído e recebido del dito concello e universitat cincientos quaranta I sueldos hueyto [dineros] los

quales recibio por mano d'En Bernat Andreu vezino del dito lugar [que desta vestral] pagar ami [ ] [ ] por la dia [ ] paga del cavallage del mes de junio primero passado que... quantidad setecientos huey sueldos quatro dineros.

- (163) AMF, Pergamino, no. 16 (1368, l. 27): seysientos sueldos dineros jaceses los quales la dicha universidad devia pagar por el mes primero passado de diezembre e por el present mes de jenero por razon del prestamo al brazo ecclesiastico del regno de Aragon tocant en las XXXa libras atorgadas al senyor rey en las Cortes ultimo celebradas en la ciudad de Çaragoca.

- (164) AMF, Pergamino, no. 47 (1369, II, 7): novanta e dos sueldos jaceses restantes apagar al dicho senyor de mayor quantia qual dicho lugar de Fuentspaldá devia pagar de aquellos tres sueldos sueldos por casa que fueron atorgado por el brazo de la eglestia los quales dineros se havian a pagar por el mes de octubre primero passado.

- (165) M. Lañuente Gómez, Por caminos sinuosos: la defensa y el control del territorio en Aragón durante la guerra de los Dos Pedros (1356-1366), *Aragón en la Edad Media*, no. 22, 2011, pp. 166-167.

- (166) AMP, Concejo, doc. 1, f. 10v: Item pagamos a XX balasteros que fueron allas senyor arcebispe et a II sueldos por dia et fue la paga por XXX dias que montan — mil CC sueldos.; f. 15v: Item recibimos et malevamos de Johan Poma e de Anton Poma quando fueron los balasteros alli senyorio — DC sueldos. / Item malevamos et recibimos de Pero Giner clerigo quando fueron los ditos balasteros — CC sueldos.

- (167) AMP, Concejo, doc. 4, f. 19, 20v, 21v, 22\*v, 22\*v-22, 23\*, 23\*v, 24\*.

- (168) AMP, Concejo, doc. 4, f. 9, 12, 21v.

- (169) AMP, Concejo, doc. 2, f. 5, 6, 8v, 8v-9, 10, 11, 11v, 12.

- (170) AMP, Concejo, doc. 2, f. 6: Item damos allos balasteros soldadaos del concejlo XXII sueldos <balasteros> cada III sueldos que montan LXVI sueldos.

- (171) AMP, Concejo, doc. 2, f. 11: Item damos al moço del alcayd de Qutanda quando vino a demandar por los que auian fallido en el servicio del castiello quando vinieron Anton Ecruseda e Julian de Cella XXX sueldos por X dias que avien fallido. / Item le aviemos adar por sallario de III dias VI sueldos esto damos por mandamiento del concejlo del Puerto.

- (172) AMP, Concejo, doc. 2, f. 12v: Item damos a don Guillen Sunyer e a Domingo Vidal quando fueron al castiello de Qutanda por lo que y convit suido de mas <por III semanas> de Sacampo coviemos gellos adar por mandamiento del Belenguer Tortosa justicia LXVI sueldos.

- (173) AMP, Concejo, doc. 2, f. 17: Item recibimos de Bernat Poma XC sueldos e damos los a Domingo Garcia e a Martin de Mezquita quando fueron al castiello de Qutanda.

(広島大学大学院人間社会科学研究所)

【お詫言ひ訂正】

前号に掲載された本稿前半（「一四世紀中葉アラゴン南部における村落共同体・領主・国家—ブルゴニョールボ会計記録の生成論的分析①—」）の最後の註番号（86）が本文中から欠落していた。

深くお詫言ひ申し上げます。この場を借りて当該番号を補うこととし（本稿前半本文末尾から三行目）、今号掲載の本稿後半では註番号（87）から開始しております。